

## 葛飾区民営自転車等駐車場整備補助要綱

平成 23 年 9 月 5 日

23 葛都管第 1224 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、鉄道駅周辺において民営自転車等駐車場を設置するものに対し、その費用の一部を補助することにより、自転車等の放置の解消を図り、もって葛飾区民の生活環境を改善することを目的とする。

(用語の定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車等駐車場 次に掲げる要件を全て満たす駐車場をいう。
  - ア 自転車等を駐車させるものであること。
  - イ 葛飾区内に設置されるものであること。
  - ウ 鉄道駅から半径300メートル以内に設置されるものであること。
  - エ 特定の施設等の利用者に限定して自転車等を駐車させるものでないこと。
  - オ 構造及び設備が利用者の安全が確保されるものであること。
- (2) 大規模自転車等駐車場 自転車等駐車場のうち、自転車を30台以上駐車させるもの又は自転車及び原動機付自転車を30台(原動機付自転車にあつては1台を1.5台と換算するものとする。)以上駐車させるものをいう。
- (3) 短時間無料対応機器 大規模自転車等駐車場において、自転車等1台分の駐車場所につき1台設置される駐車のための機器のうち、自転車等を自動的に1時間以上無料で駐車させる機能を有するものをいう。
- (4) 自転車 道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (5) 原動機付自転車 道路交通法第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車をいう。
- (6) 自転車等 自転車又は原動機付自転車をいう。
- (7) 新築 新たに又は既存の自転車等駐車場(大規模自転車等駐車場を除く。)を利用して大規模自転車等駐車場を設置することをいう。
- (8) 増築 既存の大規模自転車等駐車場の床面積を拡大することで、自転車の駐車場所を30台以上増やすこと又は自転車及び原動機付自転車の駐車場所を30台(原動機付自転車にあつては1台を1.5台と換算するものとする。)以上増やすことをいう。
- (9) 改修 既存の大規模自転車等駐車場に新たに短時間無料対応機器を20台以上設置することをいう。

(補助対象者)

第3条 補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、新築、増築又は改修を行う法人又は個人であって、当該新築、増築又は改修を行った後、当該新築、増築又は改修に係る大規模自転車等駐車を5年以上経営するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第7条第1項に規定する鉄道事業者及び葛飾区自転車の安全利用及び駐車秩序に関する条例（昭和57年葛飾区条例第26号）第19条の規定により自転車駐車を設置する者は、補助対象者としてしない。

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業、補助の対象となる経費、補助の時期及び回数並びに補助金の額は、次の表に定めるとおりとする。この場合において、設置しようとする自転車等駐車の敷地内に駐車場等の施設と共用する機器を設置するときは、自転車等駐車場と他施設の面積比で案分して費用を算出する。

| 補助の対象となる事業                                 | 補助の対象となる経費 | 補助の時期及び回数  | 補助金の額  |
|--|------------|--|--|
| 新築（国、地方公共団体等から補助（この要綱による補助を除く。）を受けるものを除く。） | 建設費        | 新築の工事が完了したことを葛飾区長（以下「区長」という。）が確認した日から起算して原則として14日以内とし、1回 | 新築の工事に要した費用（土地の取得、建物の解体又は土地若しくは建物の賃借に要した費用を除き、新築に際し短時間無料対応機器を設置した場合にあっては当該短時間無料対応機器の設置に要した費用（当該短時間無料対応機器を用いて利用者に自転車等を1時間以上無料で駐車させる場合に限る。以下同じ。）を含む。）の額と、新築後の大規模自転車等駐車の、自転車の収容台数に60,000円を乗じて得た額に原動機付自転車の収容台数に90,000円を乗じて得た額を加えた額（新築に際し短時間無料対応機器を設置した場合にあっては、当該額に当該短時間無料対応機器の設置台数に30,000円を乗じて得た額を加えた額）を比較して少ない方の額に1/3を乗 |

|  |       |  |   |
|--|-------|--|---|
|  |       |  | じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5,000,000円を上限とする。  |
|  | 管理運営費 | 新築後の大規模自転車等駐車を対象として固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」という。）が課された年度（固定資産税等が免除された年度を含む。）から引き続く3の年度とし、1の年度につき1回 | 1の年度につき、新築後の大規模自転車等駐車の存する土地及び建物に課される固定資産税等の額（新築後の大規模自転車等駐車以外施設の併設する場合には、大規模自転車等駐車の用途に供する部分の床面積により按分して計算した額）に1/3を乗じて得た額（当該額に、1000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（新築に際し短時間無料対応機器を設置した場合にあっては、当該額に当該短時間無料対応機器の設置台数に3,000円を乗じて得た額（当該額が600,000円を超える場合にあっては、600,000円）を加えた額）                                     |
| 増築（国、地方公共団体等から補助（この要綱による補助を除く。）を受けるものを除く。） | 建設費   | 増築の工事が完了したことを区長が確認した日から起算して原則として14日以内とし、1回   | 増築の工事に要した費用（土地の取得、建物の解体又は土地若しくは建物の賃借に要した費用を除き、増築に際し短時間無料対応機器を設置した場合にあっては当該短時間無料対応機器の設置に要した費用を含む。）の額と、増築後の大規模自転車等駐車の自転車の収容台数から増築前の大規模自転車等駐車の自転車の収容台数を減じて得た数に60,000円を乗じて得た額に増築後の大規模自転車等駐車の原動機付自転車の収容台数から増築前の大規模自転車等駐車の原動機付自転車の収容台数を減じて得た数に90,000円を乗じて得た額を加えた額（増築に際し短時間無料対応機器を設置した場合にあっては、当該額に当該短時間無 |

|   |       |  |  |
|---|-------|--|--|
|   |       |  | 料対応機器の設置台数に 30,000 円を乗じて得た額を加えた額) を比較して少ない方の額に 1 / 3 を乗じて得た額 (当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) とし、5,000,000 円を上限とする。   |
|   | 管理運営費 | 増築後の大規模自転車等駐車場を対象として固定資産税及び都市計画税が課された年度 (固定資産税及び都市計画税が免除された年度を含む。) から引き続く 3 の年度とし、1 の年度につき 1 回 | 1 の年度につき、増築後の大規模自転車等駐車場の存する土地及び建物に課される固定資産税等の額 (増築後の大規模自転車等駐車場が大規模自転車等駐車場以外の施設を併設する場合にあっては、大規模自転車等駐車場の用途に供する部分の床面積により按分して計算した額) に 1 / 3 を乗じて得た額 (当該額に 1000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) (増築に際し短時間無料対応機器を設置した場合にあっては、当該額に当該短時間無料対応機器の設置台数に 3,000 円を乗じて得た額 (当該額が 600,000 円を超える場合にあっては、600,000 円) を加えた額) |
| 改修 (国、地方公共団体等から補助 (この要綱による補助を除く。) を受けるものを除き、改修にかかる大規模自転車等駐車場につい | 機器設置費 | 改修の工事が完了したことを区長が確認した日から起算して原則として 14 日以内とし、1 回  | 短時間無料対応機器 (精算機・看板等を含む) の設置に要した費用と短時間無料対応機器の設置台数に 30,000 円を乗じて得た額を比較して少ない方の額に 1 / 3 を乗じて得た額 (当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)   |

|  |              |  |  |
|--|--------------|--|--|
| <p>てこの要綱による建設費又は機器設置費の補助の対象となったことがある場合にあっては当該補助を受けた日から起算して3年以上経過した大規模自転車等駐車場の改修に限る。）</p> | <p>管理運営費</p> | <p>改修後の大規模自転車等駐車場を対象として固定資産税及び都市計画税が課された年度（固定資産税及び都市計画税が免除された年度を含む。）から引き続く3の年度とし、1の年度につき1回</p> | <p>1の年度につき、改修後の大規模自転車等駐車場の存する土地に課される固定資産税等の額を短時間無料対応機器が設置された駐車場所の床面積により按分して計算した額に1/3を乗じて得た額に短時間無料対応機器の設置台数に3,000円を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）（当該額が600,000円を超える場合にあっては、600,000円）を加えた額</p> |
|--|--------------|--|--|

（補助の申請）

第5条 補助を受けようとする者は、新築、増築又は改修の工事を行う前に、民営自転車等駐車場整備補助申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて区長に申請しなければならない。

- （1）新築、増築又は改修に係る大規模自転車等駐車場（以下「補助対象物件」という。）の案内図
- （2）補助対象物件又は補助対象物件の存する土地の写真
- （3）補助対象物件の存する土地の求積図
- （4）補助対象物件の設計図面
- （5）補助対象物件の存する土地の公図、登記簿及び賃貸借契約書の写し
- （6）補助対象物件の建築確認済証の写し
- （7）その他区長が必要と認める書類

（補助の決定）

第6条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助することが適当と認めるときは、民営自転車等駐車場整備補助承認通知書（第2号様式）により、補助することが不適当と認めるときは、民営自転車等駐車場整備補助不承認通知書（第3号様式）により、当該申請をした者に通知する。

（着手届）

第7条 前条の規定による補助の決定を受けた者は、新築、増築又は改修の工事を行う前に、速やかに着手届（第4号様式）に次に掲げる書類を添えて区長に提出しなければならない。

ならない。

- (1) 補助対象物件の工事の契約書等補助の対象となる経費が確認できる書類
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付申請)

第8条 第6条の規定による補助の決定を受けた者は、新築、増築又は改修の工事を完了し、竣工検査を経たあとに、速やかに民営自転車等駐車場整備補助金交付申請書（第5号様式）に次の各号に掲げる書類（第4条の表に定める建設費に係る補助を受ける場合においては第1号及び第2号に掲げる書類に限り、同表に定める機器設置費に係る補助を受ける場合においては第2号に掲げる書類に限り、同表に定める管理運営費に係る補助を受ける場合においては、第3号及び第4号に掲げる書類に限る。）を添えて区長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象物件の利用案内及び約款の写し
- (2) 補助対象経費に係る領収書の写し
- (3) 補助対象物件に存する土地及び建物に固定資産税及び都市計画税が課せられていることを確認できる書類
- (4) 補助対象物件に係る設備、利用条件等に変更があった場合は、これらを確認できる書類
- (5) その他区長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第9条 区長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付額及び交付時期を決定する。

- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付額及び交付時期を決定したときは、民営自転車等駐車場整備補助金交付額決定通知書（第6号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(報告及び調査)

第10条 区長は、必要があると認めるときは、前条第2項の通知を受けた者に報告を求め、又は実地に調査することができる。

(補助金の請求及び交付)

第11条 第9条第2項の規定による補助金の交付の通知を受けた者（以下「交付通知者」という。）は、民営自転車等駐車場整備補助金請求書兼口座振替依頼書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の規定による提出があったときは、第9条第1項の規定により決定した

交付時期に交付通知者に補助金を交付するものとする。

(補助の決定の取消し)

第12条 区長は、第6条の規定による補助の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該決定を取り消す又は変更することができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により同条の規定による補助の決定又は第9条第1項の規定による補助金の交付額及び交付時期の決定を受けたとき。
  - (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
  - (3) 第6条の規定による補助の決定若しくは第9条第1項の規定による補助金の交付額及び交付時期の決定の内容又はこれらに付した条件その他法令若しくは葛飾区補助金等交付規則(昭和40年葛飾区規則第55号)に基づく命令に違反したとき。
  - (4) 前条第2項の規定による補助金の交付を受けた日の翌日から起算して5年未満に補助対象物件の経営をやめたとき。ただし、都市再開発法(昭和38年法律第44号)による市街地再開発事業その他これらに類する事業が実施されることにより、助成対象物件の経営ができなくなったときについては、この限りでない。
- 2 区長は、前項の規定により決定を取り消した又は変更したときは、民営自転車等駐車場整備補助決定取消・変更通知書(第8号様式)により、当該第6条の規定による補助の決定を受けた者に通知する。

(補助金の返還)

第13条 区長は、前条第2項の規定による通知をした場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその全部又は一部の返還を命じなければならない。

- 2 前条第1項第1号から第3号までの規定に該当する場合において、前項の規定により命じる補助金の返還額は、当該補助金の交付額の全額とする。
- 3 前条第1項第4号の規定に該当する場合において、第1項の規定により命じる補助金の返還額は、次の各号に掲げる補助対象物件の経営期間(補助対象物件の開設日から補助金の返還の事由が生じた日までをいう。以下この条において同じ。)の区分に応じ、当該各号に定める額とする。この場合において、当該額に、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。
  - (1) 経営期間が3年未満 補助金の交付額の全額
  - (2) 経営期間が3年以上4年未満 補助金の交付額の2分の1
  - (3) 経営期間が4年以上5年未満 補助金の交付額の3分の1

(その他)

第14条 この要綱に定めのない事項については、葛飾区補助金等交付規則の定めるところによる。

(委任)

第15条 第1条から前条までに定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成23年9月5日から施行する。

付 則

この要綱は、平成31年4月12日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月24日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年2月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。